登録の流れ

空き家・空き地の登録を希望する方は、男鹿市総務企画部危機管理課にご相談のうえ、「空き家・空き地バンク登録申込書」をご提出ください。お客様が指定する男鹿市内の不動産業者とお客様及び市の三者か現地で立会い、状況確認後に正式に登録となります。なお、空き家・空き地の物件登録ができる方は、空き家・空き地に関する所有権その他の権利により売却や賃貸を行うことができる方で、当該空き家・空き地に関する固定資産税を滞納していない方となります。

ご提出をお願いする書類

- (1) 空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)
- (2) 物件登録希望者の身分を証明できるもの(免許証・保険証の写し等)
- (3)登録希望物件に関する登記簿謄本(登記事項証明書)の写し ※申請日から6か月以内に取得したもの
- (4)登録希望物件の図面、間取りなど(※ある場合)
- ※(2)及び(3)は物件の権利関係や本人確認のために提出をお願いいたします。

指定できる不動産業者

(1)アクネス不動産	(船越)	0185-22-6607
(2) 有限会社ホーコー地所	(船越)	0185-35-3143
(3) 株式会社清水組	(船越)	0185-35-2011
(4)澤木材木店	(船川)	0185-23-3311
(5)株式会社男鹿不動産	(脇本)	0185-25-2011

※登録不動産業者の詳細につきましては各社のホームページをご覧ください。 他の事業者と媒介契約済の物件は、先契約を優先していただくようにしております。

登録申込書

- 記載例に基づき詳細な情報をお願いします。
- ・楷書でご記入願います。

こんな物件は登録できません

- ・物件の所有者(土地・建物)と登録希望者が異なるもの 例)相続手続きが終わっていない等
- ・個人が居住目的以外で取得した物件例)別荘、貸家、社宅、社員寮等
- 市税の滞納があるもの
- ・住居として機能しないもの 例) 大規模な修繕や改修が必要となるもの 倒壊の危険性があるもの
- ・家財が散乱しているもの ※室内撮影を行いますので家の中は片付けてください。(売却・賃貸の前提)
- ・住宅建設が法令の規制等によりできない空き地

売却・賃貸希望額の設定について

- ・登録物件の売却・賃貸希望額はお客様自身で自由に設定してください。
- ・土地については固定資産税評価(7割評価)が参考になります。
- ・移住・定住者向けには賃貸物件の人気があります。

登録期間について

- ・登録期間は2年間です。
- 登録期間経過後に再度登録することもできます。
- ・登録期間中に申請者様の都合(申請者様自身の取引等)で登録抹消することもできます。

男鹿市の関わりについて

- 男鹿市は物件の登録には関与しますが取引には関与いたしません。
- ・登録物件は市の HP や関係機関の HP 等で幅広く情報発信を行います。
- 登録、情報発信は無料です。
- ・登録申請書受付後、お客様と日程調整のうえ、指定する不動産業者と同行し登録希望 物件の現況調査を行います。
 - ※間取りの調査、室内の状況調査、写真撮影等